

令和 6 年 第 3 回

# 八千代市議会定例会議案

( 追 加 )

八 千 代 市



## 目 次

|        |                                          |     |
|--------|------------------------------------------|-----|
| 議案第15号 | 八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定<br>について        | 1 頁 |
| 議案第16号 | 八千代市国民健康保険出産費資金貸付条例の一部を改正<br>する条例の制定について | 3 頁 |



## 議案第 15 号

八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八千代市国民健康保険条例（平成 6 年八千代市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 1 項中「9 月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長 1 年）」を加える。

第 30 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第 26 条第 1 項の規定は、令和 6 年度分の国民健康保険料のうち令和 6 年 12 月以後の期間に係るもの及び令和 7 年度以後の国民健康保険料について適用し、令和 6 年度分の国民健康保険料のうち令和 6 年 11 月以前の期間に係るもの及び令和 5 年度以前の年度分の国民健康保険料については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260

号) 第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの  
条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の  
例による。

#### 提案理由

国民健康保険法の一部改正等に伴い，条例を改正いたしたい。

## 議案第 16 号

八千代市国民健康保険出産費資金貸付条例の一部を改正する条例の制定  
について

八千代市国民健康保険出産費資金貸付条例の一部を改正する条例を次のよう  
に制定する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市国民健康保険出産費資金貸付条例の一部を改正する条例  
八千代市国民健康保険出産費資金貸付条例（平成 13 年八千代市条例第 22  
号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「被保険者証又は被保険者資格証明書の記号番号」を「被保  
険者記号・番号」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

### 提案理由

国民健康保険法の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。